

総務文教常任委員会資料

平成31年3月4日

市民協働部 生活環境課

目 次

- 1 北播磨清掃事務組合からの脱退に係る財産処分の協議について . . . P1

北播磨清掃事務組合からの脱退に係る財産処分の協議について

1 協議の状況について

現在、関係する加東市、西脇市及び多可町において協議を続けており、概ね合意案が整いつつあります。

この合意案が整い次第、北播磨清掃事務組合（以下「組合」という。）の管理者会（または3市町長会議）で協議する予定です。

2 合意案について

(1) 加東市の基本的な考え方

- ① 組合の財産については、資産・負債とも、3市町の負担に応じて公平に分配する。
- ② 分配に当たっては、公平性に加え、脱退した組合の事業継続性にも配慮する。

(2) 現在の方向性

- ① 基金については、その造成の負担に応じて、3市町に分配する。
ただし、2019（平成31）年度当初には基金の取崩しは行わず、解体費等に充当する。
- ② 解体費については、使用期間と負担割合に基づき負担する。
また、基金充当で不足が生じた場合は、3市町が負担する。
- ③ 土地については、売却した場合、売却代金の分配について3市町が改めて協議する。
- ④ 清算の時期については、速やかに上記の①から③に係る清算の考え方を3市町で合意し、清算は解体費の確定（2024（平成36）年度見込み）を待って行う。